

## 南山大学安全保障輸出管理規程

(目的)

**第1条** この規程は、「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第55条の10および「輸出者等遵守基準を定める省令(平成21年経済産業省令第60号)」に定める「輸出者等遵守基準」に基づき、国際的な平和および安全の維持を妨げると認められる技術の提供および貨物の輸出の管理(以下「安全保障輸出管理」という。)を、南山大学(以下「本学」という。)において適切に実施するため必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「教職員等」とは、本学の教員、職員、研究員およびその他本学に雇用された者をいう。
- 2 「学生」とは、本学の学生および本学の学生以外の者で、本学に在籍して研修する者をいう。
- 3 「学部等」とは、学部、研究科、研究所、センターおよび事務部をいう。
- 4 「外為法等」とは、外為法およびこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- 5 「技術の提供」とは、外国における技術の提供もしくは外国に向けて行う技術の提供または非居住者(外為法第6条第1項第6号に定める非居住者をいう。)への技術の提供もしくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者(外為法第6条第1項第5号に定める居住者をいう。)への技術の提供をいう。
- 6 「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物を送付すること(自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。)または外国へ送付されることが明らかな貨物を国内取引することをいう。
- 7 「該非判定」とは、提供しようとする技術または輸出しようとする貨物が、リスト規制技術(外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。)またはリスト規制貨物(輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。)に該当するか否かを判定することをいう。
- 8 「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、取引(技術の提供または貨物の輸出)の相手先または相手先における用途の内容を踏まえ、当該の取引を行うか否かを判断することをいう。

(適用範囲)

**第3条** この規程は、本学の教職員等および学生が、本学における教育研究活動として行うすべての技術の提供および貨物の輸出に適用する。

(基本方針)

**第4条** 本学の安全保障輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- 1 国際的な平和および安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供および貨物の輸出は行わない。

2 技術の提供または貨物の輸出にあたり、外為法等およびこの規程を遵守する。

3 安全保障輸出管理を確実に実施するため、体制を適切に整備し、運用する。

(安全保障輸出管理最高責任者)

**第5条** 本学における安全保障輸出管理を適正かつ円滑に実施するため、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

(安全保障輸出管理統括責任者)

**第6条** 最高責任者の下に、当該業務を統括する安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、副学長（研究推進担当・教育支援担当）をもって充てる。

(安全保障輸出管理責任者)

**第7条** 統括責任者の下に、学部等における安全保障輸出管理に関する業務を行うため、安全保障輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該学部等の長をもって充てる。

(安全保障輸出管理事務担当)

**第8条** 本学の安全保障輸出管理に係る業務を適切かつ円滑に実施するため、安全保障輸出管理事務担当を置き、教育企画・研究推進課をもって充てる。

(安全保障輸出管理委員会)

**第9条** 本学の安全保障輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

② 委員会は、次の者をもって構成する。

1 統括責任者

2 管理責任者のうち、最高責任者が指名した者 若干名

3 国際センター長

4 教育・研究事務部長

③ 委員会に関する規定は、別に定める。

(技術の提供または貨物の輸出の承認等)

**第10条** 教職員等は、自らの技術の提供または貨物の輸出（以下「取引」という。）を行おうとするときは、管理責任者もしくは統括責任者による承認または経済産業大臣の許可を受けなければならない。

② 学生が本学における活動として取引を行おうとする場合は、当該学生を指導する教職員等が、当該学生の協力を得て、教職員等に準じて承認または許可を受けなければならない。

(事前確認)

**第11条** 前条の承認または許可を受けようとする教職員等は、当該取引が該非判定および取引審査を要するか否かについて、管理責任者に外国旅行届または事前確認シート(様式 1-1 から 1-5)等の書面により事前確認を行った上で、前条の申請を行わなければならない。

② 前項の事前確認の結果、当該技術の提供または貨物の輸出が公知の技術または基礎科学分野の研究活動の技術を提供する取引と判断される場合は、前条の承認および許可を要しない。

(承認審査)

**第12条** 取引を行おうとする教職員は、別に定める手続により該非判定および取引審査を受けなければならない。

(報告)

**第13条** 教職員等および学生は、外為法等またはこの規程に対する違反またはそのおそれがあることを知った場合は、速やかに管理責任者を通じて、統括責任者にその旨を報告しなければ

ならない。

② 統括責任者は、前項の報告があった場合には、その内容を調査し、違反の事実が判明した場合または違反のおそれがある場合は、速やかに最高責任者に報告しなければならない。

③ 最高責任者は、前項の報告があった場合は、本学内の関係部局に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

(雑 則)

**第14条** この規程に定めるもののほか、安全保障輸出管理に関して必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

**第15条** この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

この規程は、2018年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。